

産業廃棄物処理に 電子契約を 導入しませんか？



電子契約とは

電子契約とは、電子文書（電子ファイル）に電子署名（サイン）をすることで交わす契約形態のことです。押印により書面で行っていた産業廃棄物処理委託の契約を、情報通信ネットワーク技術を利用して電子的に行うことができます。

導入のメリット

- 契約締結までの時間短縮
- 業務の合理化・省力化
- 保管・管理の効率化（紛失の心配がなくなります。）
- 書面作成の事務費用や人件費といったコスト削減

※電子マニフェストと併用することで業務の更なる効率化につながります。

補助率、補助上限額等

補助対象事業者：大分県内に本社及び事務所又は事業場を有する排出事業者及び産業廃棄物処理業者

補助上限額：20万円（補助率2分の1以内）

補助対象経費：電子契約月額使用料（使用開始から翌年の2月までの料金）、電子機器等

申込締切日：令和8年1月30日

※補助金申請は1事業者1回までです。

※補助金申請を検討の方は、申込前に担当までご連絡ください。

応募方法

応募方法等詳細については、大分県のホームページをご覧ください。

(QRコード) 右図

(URL)

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/dennsikeiyaku.html>



補助金申請の流れ



※電子契約の登録は補助金の交付決定通知書を受け取って申し込みをしてください！
※補助対象期間は、交付決定日～令和8年3月31日までです。

①見積書の入手	導入する機器(PC、タブレット等)の見積書等を入手する。
②交付申請の手続き	大分県循環社会推進課に補助金申請を行う。 ・補助金交付申請書(第1号様式) ・事業計画書(第2号様式) ・収支予算書(第3号様式)
③交付決定	県から、交付決定通知書(第6号様式)を受け取る。
④加入申込、機器の購入	交付決定通知書を受けてから、電子契約の登録申込をしてください！
⑤実績報告	大分県循環社会推進課に、実績を報告する。 ・実績報告書(第8号様式) ・事業実績書(第9号様式) ・収支精算書(第10号様式)
⑥額の確定通知	県から、額の確定通知書(第11号様式)を受け取る。
⑦請求書	請求書(第7号様式)を提出して、補助金の支払いを受ける。

※補助金の交付決定通知を受けて交付額が決定した後に、補助金の額に変更がある場合は、改めて、変更申請が必要です。変更申請の手続きについては、県の担当者までご連絡ください。

※交付申請を受け付けてから、交付決定通知書の交付までに約1か月程度かかりますので、1月下旬までに交付申請をしていただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎別館5階

大分県生活環境部循環社会推進課 計画・調整班

電話:097-506-3135(ダイヤルイン)

e-mail:a13410@pref.oita.lg.jp

